

議案第132号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月26日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
高松市香西北町152番地16 日本碍子清洗工業株式会社	7,800,223円

2 事件の概要

令和5年4月19日午後8時頃、市内東区香椎駅前一丁目地内の下水道管が油脂の付着により閉塞していたため、当該下水道管に流入してきた下水が同区香椎駅前一丁目10番5号所在の相手方日本碍子清洗工業株式会社が経営する整骨院の床下の排水管から溢水し、当該整骨院の床上及び床下が浸水して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎